



Global Tax Update

台湾

デロイト トーマツ税理士法人

2015 年 11 月

日台租税協定(所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め)の署名

日本の対台湾窓口機関である公益財団法人交流協会と台湾の対日窓口機関である亜東関係協会は、2015 年 11 月 26 日に日台租税協定(正式名: 所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め)に署名した。当該協定により、日台双方間の個人や企業が直面する二重課税問題を解消し、租税負担や税務リスクの低減がなされる。日台租税協定の締結後、日台双方で必要な手続を完了させ、かつ双方ともに相手の手続完了に関する通知を受領した後に効力が発生する。日台租税協定の内容のポイントは以下のとおりである。

(1) 事業所得

日本の居住者である企業が台湾内において、「恒久的施設(中国語: 常設機構)」を経由せずに従事している事業により稼得した利益に関しては、台湾では免税となる。例えば、日本企業が台湾内において固定営業場所を有していない状況下で、次に該当する場合はすべて、その事業所得は免税となるよう台湾税務機関に対し、申請をすることが可能である。

- 台湾での請負工事期間が 6 カ月以下の場合
- 台湾での役務提供日数が、いずれか 12 カ月の期間においても合計 183 日以下の場合
- 台湾に発送センター等を設立し、物品の保管

および引渡しのみを行っている場合

(2) 配当所得

日本の居住者が台湾から受け取る配当金については、台湾での制限税率(税率の上限)を 10%としている。

(3) 利子所得

日本の居住者が台湾から受け取る利子については、台湾での制限税率(税率の上限)を 10%としている。
また、特定の要件を満たした利子所得については免税としている。

(4) 使用料(ロイヤルティー)所得

日本の居住者が台湾から受け取る使用料(ロイヤルティー)については、台湾での制限税率(税率の上限)を 10%としている。

(5) 株式譲渡所得

日本の居住者が、自身の保有している台湾会社の株式を譲渡することにより受け取る所得については、日本でのみ課税される。ただし、当該株式の価値の 50%以上が直接的にまたは間接的に台湾の不動産に由来している場合は、台湾で課税できるとしている。

(6) 移転価格の「相互協議」による対応的調整

台湾の税務機関が、日本企業と台湾の関係企業との取引に対し行う移転価格の調査において、台湾関係企業の当該取引における利益を増加調整し、かつ課税をした時、当該日本企業は日本の税務機関に対し「移転価格相互協議」対応を申請することが可能となる。台湾の税務機関による調整が独立企業間取引の原則に合致している場合、日本の税務機関は相応の調整を行うことで国際的二重課税の問題の解決を図ることとなる。

(7) 二国間による事前確認制度 (Advance Pricing Arrangement: APA)

日台租税協定の発効後、二国間双方の企業は、バイラテラルのAPAを申請することにより、同一の関連者間取引について、日台双方の税務機関が同時に共同で一つの固定した移転価格方法を確定させることができ、よって一定期間内において、企業の移転価格調査対応のための税務コンプライアンス遵守および時間コストを大幅に減少させることができる。

(8) 税務争議の解決

移転価格の相互協議による対応的調整問題、あるいはバイラテラルAPA等事項については、日本財務省および台湾財政部という中央省庁間を通じて協議し、解決を図ることとしている。

(9) 個人の給与所得

日本の居住者が雇用され、台湾国内にて労務を提供することにより稼得する給与所得については、次に挙げる三条件を満たす場合、日本でのみ課税される。

- 1) 日本居住者が関連する暦年度中に開始または終了する12カ月の期間において、台湾に連続または累計で滞在する日数が183日を超えない
- 2) 当該報酬が、台湾の居住者でない雇用主またはこれに代わる者から支給されている
- 3) 当該報酬が、当該雇用主の台湾における恒久的施設(中国語:常設機構)または固定的施設(中国語:固定處所)により負担されていない

日台租税協定の効力発生後、日本と台湾の各企業は多くのメリットを享受することが見込まれる。

今後はグループ内での享受可能な租税優遇の機会の有無につき検討するとともに、運営および取引スキームに調整を加えることで、租税リスクを効果的にコントロールし、グループ全体の運営効率を向上させることが重要な課題になるものと思われる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche 台北事務所

パートナー 横井雅史 myokoi@deloitte.com.tw

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。